

案

西東京市通学路及び登下校区域に設置する防犯カメラの運用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する市立小学校の通学路又は市立中学校の登下校区域に設置した防犯カメラについて、その撮影又は記録をした映像データの管理に関する基本的事項を定めることにより、防犯カメラの適正な運用を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 子どもの安全の確保及び見守り活動の補完を設置目的として、市内の特定の場所に継続的に設置した不特定の者を撮影するためのカメラ装置で、撮影した映像を表示装置に表示し、電磁的記録媒体を内蔵するものをいう。
- (2) 映像 防犯カメラにより撮影された映像であって、当該映像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 映像データ 映像を電磁的記録媒体に記録した情報をいう。
- (4) 表示装置 ディスプレイ、スクリーン等映像を表示する装置をいう。
- (5) 記録装置 映像を電磁的記録媒体に記録する装置をいう。
- (6) 電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。） 映像を電磁的方法により記録するためのビデオテープ、ハードディスク、CD-ROM等をいう。
- (7) 通学路 西東京市立学校の通学区域に関する規則（平成13年西東京市教育委員会規則第21号。以下「通学区域規則」という。）第2条第1項に定める通学区域において、各市立小学校長が児童の通学時における児童の安全を確保するために設定する道路をいう。
- (8) 登下校区域 通学区域規則第2条第2項に定める通学区域において、生徒が登下校の際に通行する道路をいう。

第3 教職員及び市職員の責務

防犯カメラにより情報を知り得た教職員（西東京市立学校に属する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）及び市職員（西東京市職員定数条例（平成13年西東京市条例第17号）第2条第1項第3号及び第4号に規定する教育委員会の職員をいう。以下同じ。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条及び西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「保護条例」という。）の規定に基づき、個人情報の保護に配慮しなければならない。

- 2 教職員及び市職員は、防犯カメラにより知り得た情報を第三者に漏えいし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第4 管理責任者の設置

教育委員会は、防犯カメラを通学路又は登下校区域に設置したときは、当該防犯カメラを管理する教育部学務課に防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」と

いう。)を置かなければならない。

- 2 管理責任者は、西東京市教育委員会が保管等する個人情報の保護に関する規則（平成13年西東京市教育委員会規則第12号）第2条において準用する西東京市個人情報保護条例施行規則（平成13年西東京市規則第17号）第4条に規定する個人情報管理責任者をもって充てる。

第5 管理責任者の責任等

管理責任者は、教職員及び市職員に対し、防犯カメラの運用において保護条例に基づいた個人情報の保護に配慮するよう指導及び監督をしなければならない。

- 2 管理責任者は、防犯カメラの維持管理を委託する場合は、保護条例に基づく責務を当該受託者に遵守させなければならない。

第6 防犯カメラの設置に係る措置

管理責任者は、防犯カメラを通学路又は登下校区域に設置したときは、西東京市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）へ報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、当該防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示するものとする。

- 3 管理責任者は、当該防犯カメラに係る表示装置及び記録装置の設置場所について、管理責任者の許可を得た者以外の接近を禁止する等の措置を講じ、映像及び映像データの外部漏えい等の防止に努めなければならない。

第7 映像データの保管方法等

管理責任者は、映像データを保管する場合は当該記録媒体に暗号化などのセキュリティ対策を施し、防犯カメラは物理的破壊を被らない設置場所を確保するなど、映像データの盗難、散逸及び流出の防止に努めなければならない。

- 2 管理責任者は、映像データを別に定める期間保管するものとし、保管期間経過後は、速やかに当該映像データの消去又は当該映像データが記録された記録媒体の破砕等の処理を行わなければならない。

第8 映像データ及び情報の目的外利用並びに外部提供

管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、記録した映像データ及び当該映像データに係る情報を、第2第1号に規定する設置目的以外の目的に利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は第三者に提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

- (1) 映像から識別できる特定の個人の同意がある場合
 - (2) 法令等の定めがある場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか教育委員会が、審議会の意見を聴いて、公益上必要であると認めた場合
- 2 前項の規定により目的外利用又は外部提供をする場合は、保護条例第10条第3項及び第4項の規定により手続を行わなければならない。

3 前2項の規定により外部提供を受ける者は、あらかじめ教育委員会の許可を得なければならない。

4 管理責任者は、第1項第1号から第3号までの規定により目的外利用又は外部提供をした場合は、それらの実績を審議会に報告しなければならない。

第9 苦情処理

管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定による苦情の申出があった場合において、個人情報の保護のため必要があると認められるときは、保護条例第30条第2項の規定に基づき審議会の意見を聴かななければならない。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、通学路又は登下校区域に設置した防犯カメラの取扱いについては、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

(西東京市立小学校通学路防犯カメラの運用に関する要綱の廃止)

2 西東京市立小学校通学路防犯カメラの運用に関する要綱（平成28年5月1日付28西教教第136号教育長決裁）は、廃止する。